

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百八十九号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第二百六条の二第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間（平成二十六年厚生労働省告示第三百六十七号）の一部を次の表のように改正し、令和六年九月十六日から適用する。ただし、別表にオキシメタゾリン・クロルフェニラミンの項を加える改正規定は、告示の日から適用する。

令和六年九月十二日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後		改正前	
別表		別表	
一般名	適用日	一般名	適用日
(削る)	(削る)	フルニソリド	令和四年十二月十九日
(削る)	(削る)	チエストベリー乾燥エキス	令和五年四月三日
(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	イソコナゾール	令和五年一月二十日
(削る)	(削る)	精製ヒアルロン酸ナトリウム	令和五年九月十六日
(略)	(略)	(略)	(略)
精製ヒアルロン酸ナトリウム	令和六年九月十六日	(新設)	(新設)
オキシメタゾリン・クロルフェニラミン	令和六年九月十三日	(新設)	(新設)